

令和2年5月29日

保護者各位

香美町教育長
藤原 健一
香美町立小代小学校長
中井 宏

学校における教育活動の再開について（お願い）

時下保護者の皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町の教育行政並びに各校園所の教育・保育活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、5月21日（木）に緊急事態宣言が解除され、6月1日（月）から学校における教育活動を再開します。本町では下記のとおり取り組みます。

なお、下記の取組は5月27日（水）時点での情報等をもとに作成したものであり、今後の新たな情報や状況の変化により、対応に変更が生じる場合があることを申し添えます。

保護者の皆様には、何卒、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 学校における教育活動について

- (1) 6月より通常どおり授業を再開します。また、校時表通りに過ごしますので、一斉下校は水曜日のみになり、それ以外の曜日は学年によって下校時刻が異なります。
- (2) 通常通り給食があります。
- (3) 授業日数を確保するため、夏季休業期間を8月8日（土）から8月16日（日）までの9日間とし、冬季休業期間を12月26日（土）から1月3日（日）までの9日間（予定）とします。
- (4) 水泳指導は今後、内科検診を受け実施する予定です。プール掃除を22日（月）に行う予定です。詳細は該当する学年に連絡します。（予備日：29日）
- (5) チャレンジプランは、現在は中止しておりますので、ご了承願います。

2 保護者の皆さまへお願い

- (1) 登校前に検温、その他健康観察を実施してください（健康チェックカードに記入し持参してください）。
- (2) 家庭においては、こまめな手洗いの励行や外出時のマスク着用の徹底をお願いします。
- (3) 放課後児童クラブ及び幼稚園預かり保育は、学校の平常授業時と同様の対応を行います。

3 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある児童について

児童に風邪のような症状や発熱等の症状を認めた場合、学校へ連絡をしていただくとともに、次のことをお願いします。

- ① 児童の自宅で休養。
- ② 医療機関や「新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口」への連絡と、その指示内容による対応への協力。